

GREEN×EXPO 2027 におけるボランティアについて【情報提供】

1 趣旨

GREEN×EXPO 2027 ボランティア募集の第 2 弾となる「植物管理ボランティア(約 2,000 人)」及び「運営ボランティア(約 10,000 人)」の募集が開始されましたのでお知らせします。

なお、横浜市出展エリアで活動いただくボランティアについては、2026 年 7 月頃から募集を開始する予定です。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長宛てに資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 募集概要

	植物管理ボランティア(約 2,000 人)	運営ボランティア(約 10,000 人)
活動内容	花壇を美しく保つため、花がらの摘み取りや除草などの管理のサポート	会場内外での案内など運営のサポート
応募要件	・ 2027 年 4 月 2 日時点で満 15 歳以上の方(中学生を除く) ・ 8 日以上活動していただける方(2 種類応募する場合 16 日以上)	
活動期間	2027 年 3 月 19 日(金)～9 月 26 日(日)	
活動時間	1 日当たり 4 時間程度を想定	
募集締切	2026 年 4 月 30 日(木) 17 時まで	
応募方法	ウェブサイト(インターネット)からご応募ください。 「GREEN×EXPO 2027 公式サイトボランティアページ」 https://expo2027yokohama.or.jp/sponsorship/volunteer/	
問合せ先	GREEN×EXPO 2027 ボランティア問い合わせセンター TEL: 0120-878-950(受付時間: 9:00～17:30 ※毎週水曜日休み)	

※ 募集相談会(参加は任意)について

2026 年 3～4 月に、募集相談会(募集概要の説明と個別相談)を横浜市内等で 10 回程度、開催する予定です。詳細は、GREEN×EXPO 2027 公式サイトボランティアページで順次発表します。

【参考】リーフレットの主な配布先

公園愛護会、環境事業推進委員、ハマロード・サポーター、水辺愛護会等

【参考】横浜市民の皆様にご参加いただけるボランティア

種類		活動内容	活動場所	募集期間	募集主体
	①花・緑ガイド	会場内の花壇等の見どころ紹介		募集終了	
	②植物管理	会場内の花壇等の手入れ・除草等のサポート	EXPO全体	2月5日～ 4月30日	GREEN×EXPO協会
	③運営	会場内外での来場者案内・運営サポート			
	④ツアーガイド	フィールドを活用した活動拠点をめぐり、見どころを紹介	横浜市 出展 エリア	7月頃 募集開始 予定	横浜市
	⑤フィールドづくり	フィールドを活用した活動拠点における花・緑の育成・管理等			
	⑥プログラム運営補助	様々なワークショップの運営補助等			

※ 「花・緑ガイドボランティア」募集結果

応募人数：3,493人（募集人数 約200人に対し、約17倍）

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局 GREEN×EXPO 推進課
 電話 045-671-4627 / FAX 045-212-1223
 メール da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

GREEN×EXPO 2027 開催概要

横浜市の旧上瀬谷通信施設を舞台に開かれる、世界の花・緑や、環境にやさしい未来をつくる最新技術が集う国際的な博覧会です。



詳細は公式
ウェブサイトへ



画像提供：GREEN×EXPO 協会

- 【開催期間】 2027年3月19日(金)～9月26日(日)
- 【開催場所】 旧上瀬谷通信施設(瀬谷区・旭区)
- 【テーマ】 幸せを創る明日の風景
- 【開催者】 GREEN×EXPO協会
(公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会)

公式マスコットキャラクター トウンクトウンク



©Expo 2027

プロフィール

はるか宇宙の彼方から、地球に憧れてやってきた好奇心いっぱいの精霊、それがトウンクトウンクです。

植物をはじめとした、この宇宙に生まれた万物の気持ちに共鳴しているので、その想いを人間に伝えてくれます。地球がきれいだとうれしくて花を咲かせて踊ったり、地球が汚れると悲しくなって元気がなくなったりします。

自然破壊・環境汚染などさまざまな課題を抱えているこの星で、人間と自然をつなぐ決意をしたキャラクターです。

GREEN×EXPO 2027は、「環境との共生」をテーマにした世界的な催しです。ホストシティである横浜市は、EXPO会場内に市民の皆様と共につくる「建物空間を活用した発信拠点」と「フィールドを活用した活動拠点」を設けます。

横浜には、自然保全や花壇づくり、公園の緑化、街の美化など、地域を思うさまざまな取り組みが広がっており、日々の「まちの豊かさ」につながっています。今回のEXPOでは、こうした活動に関わる方はもちろん、ご関心のある方や初めての方にも、無理のない形で加わっていただける多様な場を、市民の皆様と共に広げていきます。

花や緑の空間を育てながら、横浜の魅力と、資源循環や環境にやさしい暮らしの大切さを来場者にそっと届けていきたいと思います。

皆様と一緒できることを、心よりお待ちしております。



横浜市長 山中 竹春

次の万博は横浜です！ 市民の皆さまと、世界の舞台に！

GREEN×EXPO 2027に ボランティアとして 参加してみませんか？



公式マスコットキャラクター
トウンクトウンク



あなたに合った 活動が見つかる！ 5つのボランティア

植物の管理

運営サポート

ツアーガイド

フィールドづくり

プログラムの運営補助

このリーフレットに
関するお問合せ

横浜市脱炭素・GREEN×EXPO推進局

TEL : 045-671-4627 E-mail : da-greenexpo@city.yokohama.lg.jp

ボランティアとして参加してみませんか？

EXPO 全体

花壇の管理や会場内外での案内など、EXPO全体の運営をサポートし、来場者をおもてなしするボランティアを募集します。

募集期間

2026年4月30日(木) 17:00まで



ご応募はこちら



植物管理ボランティア

募集人数 ▶ 約2,000人

花壇を美しく保つため、花がらの摘み取りや除草など管理のサポートを行います。



運営ボランティア

募集人数 ▶ 約10,000人

来場者が安心して笑顔で楽しめるよう、会場内外での案内など運営のサポートを行います。

お問合せ

GREEN×EXPO 2027 ボランティア問い合わせセンター

TEL: 0120-878-950

(受付時間: 9:00~17:30 ※毎週水曜日休み)

E-mail: info@volunteer.expo2027yokohama.or.jp



【会場全体図】



横浜市出展エリア
(建物空間を活用した発信拠点)

横浜市出展エリア
(フィールドを活用した活動拠点)

横浜市出展エリア

横浜市は、地球にやさしい暮らしや身近な環境との関わりを体感いただくため、会場内に「建物空間を活用した発信拠点」と「フィールドを活用した活動拠点」の2つの拠点を設けます。2つの拠点を共に盛り上げ、支えていただくボランティアを募集します。
※横浜市内在住・在学・在勤の方のみ応募可能です。

2026年7月頃 募集開始



ツアーガイド

募集人数 ▶ 約100人

フィールドを活用した活動拠点をめぐり、草花の魅力や生き物との共生について来場者にわかりやすく案内します。



フィールドづくり

募集人数 ▶ 約200人

フィールドを活用した活動拠点において花や緑の育成・管理等を行います。



プログラム運営補助

募集人数 ▶ 約600人

脱炭素技術や生物多様性などを体験する様々なプログラムの運営補助等を行います。

特別市の早期法制化の実現に向けた機運醸成の取組について【情報提供】

1 趣旨

日頃、新たな大都市制度「特別市」の早期法制化の実現に向けて機運を醸成していくための取組にご協力いただきありがとうございます。

現在の取組状況と今後の取組等について、ご説明します。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 「特別市」シンポジウムの開催結果

特別市の必要性や、実現による効果などについて分かりやすくお知らせするため、市民の皆様を対象としたシンポジウムを開催しました。

<開催概要>

日 時：令和 7 年 12 月 14 日（日）13 時 30 分～15 時 30 分

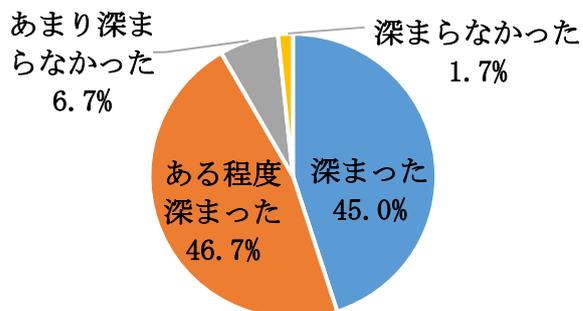
会 場：鶴見公会堂

参加人数：270 人

<アンケート結果>

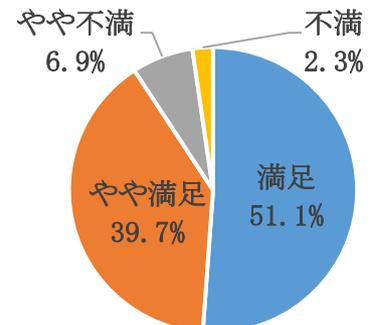
【質問】シンポジウムに参加して、「特別市」について理解は深まりましたか。

深まった・ある程度深まった 91.7%



【質問】シンポジウムについての満足度をお聞かせください。

満足・やや満足 90.8%



<シンポジウムの様子>



基調講演



パネルディスカッション

4 指定都市市長会シンポジウムの開催

指定都市市長会と本市の主催で、新たな大都市制度「特別市」について分かりやすくお伝えするため、シンポジウムを開催します。

(1) 日程等

日時：令和8年3月22日（日）13時30分～15時30分（開場13時00分）

会場：青葉公会堂（青葉区市ケ尾町31番地4）

定員：300人（参加費無料）※申込者多数の場合は抽選

(2) 内容

第1部 基調講演	辻 琢也 さん（一橋大学教授）
第2部 パネルディスカッション	山中 竹春（横浜市長）
	紺野 美沙子 さん（俳優・朗読座主宰）
	辻 琢也 さん（一橋大学教授）

(3) 申込方法

3月18日（水）までにウェブページからお申し込みいただく形で参加者を募集します。（ファクス（045-663-6561）でも申込み可）

お申し込みはこちら ▶▶



(4) その他

- ・今月の各区の区連会において、ご案内するとともに、各単位町内会長宛てにチラシ兼FAX申込書を送付いたします。
- ・新たな大都市制度に興味のある方、よく知りたいという方のご参加をお待ちしています。

5 国等への要望・要請

(1) 横浜市の取組

令和7年11月に取りまとめた「国の制度及び予算に関する提案・要望書」の要望項目として、『特別市』の法制化の実現』を、総務省に要望しました。

(2) 県内三政令市の取組

令和7年8月26日に開催した「県内三政令市市長・正副議長懇談会」にて取りまとめた三市共同要請について、10月～11月に総務省等へ要請活動を行いました。

(3) 指定都市市長会の取組

令和7年11月17日に「多様な大都市制度実現プロジェクト」において、特別市の法制化案等に関する議論を行い、プロジェクトの報告書を取りまとめ、総務大臣や国の各政党に対して報告書による説明・要請を行いました。



指定都市市長会議の様子

(4) 横浜市会（特別市・大都市行財政制度特別委員会）の取組

令和8年1月、横浜市会の特別市・大都市行財政制度特別委員会が、林 芳正 総務大臣、佐藤 英道 衆議院総務委員長及び吉川 佐織 参議院総務委員長に対し、特別市の法制化に関する要望を行いました。

6 国における議論

令和8年1月19日に、内閣総理大臣の諮問機関である第34次地方制度調査会が発足しました。今後、大都市地域における行政体制（大都市制度）の在り方などに関する調査審議が行われます。

諮問事項

人口減少により深刻化する人材の不足や偏在、デジタル技術の進展等の課題に対応し、将来にわたり、地域の特性に応じて、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくため、国・都道府県・市町村間の役割分担、大都市地域における行政体制その他の必要な地方制度の在り方について、調査審議を求める。

【担当】

政策経営局 制度企画課 山田・山口・唐牛
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
TEL:045-671-2952 FAX:045-663-6561
Eメール:ss-seidokikaku@city.yokohama.lg.jp

大都市の未来を考える

指定都市市長会 シンポジウム

～新たな大都市制度について～

2026 (令和8年)

3/22日

13:30~15:30 (開場 13:00)

青葉公会堂

東急田園都市線「市が尾駅」下車 徒歩10分
東急バス・小田急バス「青葉区総合庁舎」下車すぐ

参加費無料 定員300名
(事前申込制)

第1部 基調講演

辻 琢也さん 一橋大学教授

第2部 パネルディスカッション

〈登壇者〉

山中 竹春 横浜市長

紺野 美沙子さん 俳優・朗読座主宰

辻 琢也さん 一橋大学教授

〈司会〉

佐藤 美樹さん フリーアナウンサー

参加申込は
こちら



山中 竹春
横浜市長



紺野 美沙子さん
俳優・朗読座主宰



辻 琢也さん
一橋大学教授



指定都市市長会



横浜市

お問合せ：横浜市政策経営局制度企画課 TEL 045-671-2952

令和 8 年 民生委員・児童委員及び主任児童委員候補者の推薦について【協力依頼】

1 趣旨

令和 8 年 7 月 1 日付・12 月 1 日付の民生委員・児童委員及び主任児童委員の欠員補充及び増員につきまして、候補者を推薦していただくよう、各自治会町内会長の御協力をお願いします。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】該当の地区の地区連長あて資料を送付します。

主任児童委員の候補者にかかる連合地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いいたします。

【単位会長】該当の自治会町内会の会長あて資料を送付します。

民生委員・児童委員の候補者にかかる地区推薦準備会を開催し、候補者を推薦くださるようお願いいたします。

3 依頼事項

- (1) 推薦準備会の開催
- (2) 民生委員・児童委員、主任児童委員候補者の推薦
- (3) 推薦書類の作成及び区への提出

※ 具体的な手続きについては、各区福祉保健課からご案内いたします。

	自治会町内会	地区連合町内会
推薦の対象	民生委員・児童委員	主任児童委員
推薦人の選任	・自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。	・地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方を含め、5 人から 10 人以内の推薦人を選任してください。
推薦準備会の開催	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。自治会町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。	・推薦人のうち過半数の方の出席が必要です。地区連合町内会、地区民生委員児童委員協議会の代表の方は必ずご出席ください。
推薦準備会の開催時期	令和 8 年 7 月 1 日付け委嘱の場合 ⇒ 令和 8 年 3 月～4 月 令和 8 年 12 月 1 日付け委嘱の場合 ⇒ 令和 8 年 8 月～9 月	
書類の作成区への提出	・候補者の履歴書、会議録を作成のうえ、区にご提出ください。	

<裏面あり>

4 候補者推薦にあたってご留意をお願いしたい事項

- (1) 候補者の選出にあたっては、資料4「資格要件と推薦手続」をご確認ください。
- (2) 候補者の方に対し、民生委員・児童委員及び主任児童委員の活動や役割についてご説明をお願いします。ご説明にあたっては、資料6「民生委員の活動紹介チラシ」等をご活用ください。
- (3) 推薦準備会については、自治会町内会（地区連合町内会）の代表の方と地区民生委員児童委員協議会の代表*の方は、必ず推薦人としてください。

この両者が出席しない場合は、推薦準備会が開催できないこととしていますので、ご留意ください。

また、推薦準備会の開催においては、公正な運営をお願いいたします。

※民生委員・児童委員の役割や実際の活動等に関するご説明やご質問等へご対応いただくため、地区民生委員児童委員協議会の代表の方の出席は必須でお願いします。

- (4) 年齢要件の特例に該当する委員（民生委員・児童委員のみ）が活動されている地区におかれましては、引き続き候補者を探していただきますよう、御協力をお願いします。

5 添付資料

- 資料1 令和8年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程
- 資料2 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦（委嘱）の手続図
- 資料3 民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動
- 資料4 横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続
- 資料5 現員数一覧（令和7年12月1日現在）
- 資料6 民生委員の活動紹介チラシ

担 当：健康福祉局地域支援課 阿部
電 話：045-671-4046
F A X：045-664-3622
メール：kf-chiikishien@city.yokohama.lg.jp

【中区担当】中区福祉保健課 堀、村杉
電話：045-224-8151 / FAX：045-224-8157
メール：na-fukuho@city.yokohama.lg.jp

令和 8 年 民生委員・児童委員、主任児童委員推薦関係日程

		令和 8 年 7 月 1 日付け委嘱	令和 8 年 1 2 月 1 日付け委嘱
		①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期…令和 8 年 7 月 1 日から 令和 1 0 年 1 1 月 3 0 日まで	①民生委員・児童委員：欠員補充及び増員 ②主任児童委員：欠員補充及び増員 任期…令和 8 年 1 2 月 1 日から 令和 1 0 年 1 1 月 3 0 日まで
2 月	上旬	市連会協力依頼 区連会協力依頼	
	中旬		
	下旬		
3 月	上旬	連合・地区へ推薦依頼	
	中旬		
	下旬		
4 月	上旬	連合・地区推薦準備会開催	
	中旬		
	下旬		
5 月	上旬	区より市推薦会に候補者内申	
	中旬		
	下旬		
6 月	上旬	市推薦会、市審査会開催 厚生労働大臣あて推薦	
	中旬		
	下旬		
7 月	上旬	令和 8 年 7 月 1 日付け委嘱	連合・地区へ推薦依頼
	中旬		
	下旬		
8 月	上旬		連合・地区推薦準備会開催
	中旬		
	下旬		
9 月	上旬		
	中旬		
	下旬		
10 月	上旬		区より市推薦会に候補者内申
	中旬		
	下旬		
11 月	上旬		市推薦会、市審査会開催 厚生労働大臣あて推薦
	中旬		
	下旬		
12 月	上旬		令和 8 年 1 2 月 1 日付け委嘱
	中旬		
	下旬		

民生委員・児童委員、主任児童委員の役割と活動

【民生委員・児童委員、主任児童委員とは】

- 厚生労働大臣から委嘱され、横浜市長が担当区域を定める、無報酬の非常勤特別職の地方公務員です。

【民生委員・児童委員、主任児童委員の役割等】

- 民生委員・児童委員は、担当する地域内で、住民から様々な生活上の困りごとや心配事に関する相談に応じ、サポートするとともに、必要な支援を受けられるよう地域ケアプラザなどの専門機関につなぐ役割を担っています。市内で約4,000の方が活動しています。
- 主任児童委員は、子どもや子育ての支援を主に担当する民生委員・児童委員です。地区担当の民生委員・児童委員、学校や子どもの福祉に関する機関と連携して、様々な児童問題について取り組んでいます。市内で約500の方が活動しています。

【民生委員・児童委員の活動】

- 日常的な見守り、訪問活動を通じて、担当地区内の住民の生活実態や支援を必要とする方などを把握します。
- 地域住民から相談を受け、介護や子育て支援等の福祉サービスに関する情報提供し、必要に応じて区福祉保健センターや地域ケアプラザ等につなぎます。
- 活動を通じて得た課題や改善点について、社会福祉関係者や行政機関と情報を共有します。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いします。

【主任児童委員の活動】

- 主に、地区を担当する民生委員・児童委員と連携して学校、児童相談所等、関係機関との連絡・調整を行います。
- 民生委員・児童委員と連携して、子育て支援活動等を行います。
- 区福祉保健センターその他関係機関の業務に協力をお願いします。

【活動費の支給・会費負担】

- 給与は支給していません。活動にかかる交通費等として、活動費を支給しています。
- 民生委員・児童委員は、委嘱と同時に民生委員児童委員協議会及び社会福祉協議会の会員となり、会費をご負担いただきます。（※活動費と会費負担については詳細裏面）

【秘密を守る義務があります】

- 民生委員法により、住民の個別の相談をお受けするため、秘密を守る義務があり、委員を辞めた後も、秘密を守る必要があります。

【地区民児協に所属し、相談・協力して活動します】

- すべての民生委員・児童委員は、概ね連合町内会の区域単位で組織された、地区民生委員児童委員協議会（地区民児協）に所属します。地区民児協では、関係機関との連絡・調整、日ごろの活動についての情報交換や地域の福祉課題の検討などを行っています。

【参考】活動費の支給と会費のご負担について

【活動費の支給】

年間 70,200 円

支援をしている方への訪問や連絡、研修参加など、民生委員・児童委員活動を行う際にかかる交通費や通信費等に充てるための活動費を、区役所から年2回に分けて支給します。

なお、活動費は給与や報酬ではなく実費弁償であるため、確定申告等は不要です。

【会費の負担】

年間 9,500 円（市民児協 7,500 円、区社協 2,000 円）（令和7年度の場合）

横浜市民生委員児童委員協議会（市民児協）は、活動に役立つ情報提供や会員同士の情報交換、研修を行うとともに、退任時の慰労金や疾病の際の見舞金等を支給する互助事業などを行っています。

また、市社会福祉協議会（市社協）・区社会福祉協議会（区社協）でも、情報提供・情報共有、活動の後方支援等により、民生委員・児童委員の活動を支えています。

これらの組織は会費や市補助金で運営されており、民生委員・児童委員は就任と同時に会員となるため、会費をご負担いただいています。

【会費の内訳・使途】

項目	金額（円）	
市民児協会費	2,180	主に、区・地区民児協事業費に充当
市民協互助事業会費	1,600	民生委員の公務疾病見舞金や死亡弔慰金、退任慰労金等（互助事業給付金）に充当
市民児協周年事業積立金	100	周年事業費としての積立金に充当
全民児連会費	700	全国民生委員児童委員連合会の分担金（全民児連事業費）に充当
全国互助共励会費	1,900	全民児連の互助事業（民生委員の死亡、傷病、災害にかかる弔慰金または見舞金の支給）と共励事業（委員活動に必要な資料の作成配布等）に充当
関ブロ民連会費	20	関東ブロック民生委員児童委員連合協議会の会費（関ブロ民連事業費）に充当
横浜市社会福祉協議会会費	1,000	市社会福祉協議会会費（主に市社協の法人運営、「福祉よこはま」作成等事業費）に充当
市民児協会費 計	7,500	

横浜市民生委員・児童委員、主任児童委員の資格要件と推薦手続

	民生委員・児童委員	主任児童委員
1. 資格要件	<p>18歳以上で横浜市議員の選挙権を有する方のうち、次に掲げる要件に当てはまる方を選任してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> 民生委員・児童委員（主任児童委員）活動に時間を割くことができ、円満な常識を持ち、健康である方 その地域の実情をよく知っており、地域の方が気軽に相談に行けるような方 個人情報について、十分配慮し適正な管理ができる方 	
①適任者		
②年齢要件 (基準日) 令和8(2026)年 4月1日		
③居住要件	原則、担当地域内に居住する方	
2. 任期	令和10年(2028)年11月30日まで	
3. 推薦主体	地区推薦準備会	連合地区推薦準備会
①設置の単位	主に自治会町内会を単位とします。	主に地区連合町内会を単位とします。 (地区民児協を単位とします。)
②構成	推薦人5～10人	推薦人5～10人
③構成員 (推薦人)	自治会町内会の代表、地区民児協の代表、その他地域住民の福祉等に関係のある方 ※自治会町内会の代表と地区民児協の代表は、地区推薦準備会に必ず出席してください。	地区連合町内会の代表、地区民児協の代表、その他児童の福祉等に関係のある方 ※地区連合町内会の代表と地区民児協の代表は、連合地区推薦準備会に必ず出席してください。
	地域の福祉活動やボランティア活動の人材情報を幅広く集め、地区・連合地区推薦準備会で、適任者を選出します。	

4. 地区推薦準備会、連合地区推薦準備会開催

開催までの準備

・候補者の人選

地区推薦準備会（民生委員・児童委員の推薦）、連合地区推薦準備会（主任児童委員の推薦）の会議開催までに、候補者の人選を行い、候補者へ「候補者履歴書（指定の様式）」の作成を依頼しておきます。

履歴書は、推薦準備会における審議資料として使用し、それ以外の目的には使用しないことを候補者に伝え同意を得てください。取扱いには十分注意してください。

・推薦人の人選

推薦準備会の会議開催までに推薦準備会推薦人を選出しておきます。

「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書（指定の様式）」を作成します。

・開催の案内

推薦準備会の日時と場所を決定し、選出した推薦準備会推薦人の方々にお知らせします。

開催

①開催条件の確認

自治会町内会（地区連合町内会）の代表及び地区民生委員児童委員協議会の代表が出席し、推薦人の半数以上が出席していることを確認します。

②会議の進行

会議の座長を推薦人の互選により定め、座長は「地区・連合地区推薦準備会推薦人の方々にお願い」を読み上げ、会議の趣旨の徹底を図ります。

③審議

主に次の点について審議します。

- ・適任者の要件を満たしているか。
- ・留意事項を確認しているか。
- ・年齢要件、居住要件を満たしているか。
- ・個人情報取扱いについて十分配慮し、適正な管理ができるか。

④会議録の作成

「地区・連合地区推薦準備会会議録（指定の様式）」を作成し、推薦人に署名をいただきます。

会議は非公開とし、出席者は議事に関する秘密を厳守します。

候補者の内申

推薦準備会の終了後に、次の書類を区役所福祉保健課へ提出してください。

- (1) 「民生委員・児童委員候補者履歴書」「主任児童委員候補者履歴書」
- (2) 「地区・連合地区推薦準備会会議録」
- (3) 「地区・連合地区推薦準備会推薦人選出報告書」

令和7年12月1日現在 民生委員・児童委員、主任児童委員現員数一覧

計	民生委員・児童委員				主任児童委員				合計			
	定数	現員数			定数	現員数			定数	現員数		
		男	女	計		男	女	計		男	女	計
	4,226	802	2,899	3,701	530	23	437	460	4,756	825	3,336	4,161
鶴見区	306	68	219	287	34	7	27	34	340	75	246	321
神奈川区	282	44	196	240	36	4	29	33	318	48	225	273
西区	123	18	86	104	12	2	10	12	135	20	96	116
中区	169	27	117	144	26	2	21	23	195	29	138	167
南区	247	55	163	218	33	1	29	30	280	56	192	248
港南区	261	35	187	222	30	0	24	24	291	35	211	246
保土ヶ谷区	253	42	177	219	46	0	39	39	299	42	216	258
旭区	294	40	199	239	40	2	25	27	334	42	224	266
磯子区	217	31	153	184	20	1	14	15	237	32	167	199
金沢区	248	31	176	207	32	0	27	27	280	31	203	234
港北区	379	77	251	328	46	1	39	40	425	78	290	368
緑区	204	33	154	187	23	0	20	20	227	33	174	207
青葉区	299	49	224	273	32	0	30	30	331	49	254	303
都筑区	169	43	102	145	20	3	16	19	189	46	118	164
戸塚区	309	74	217	291	38	0	33	33	347	74	250	324
栄区	150	45	91	136	14	0	14	14	164	45	105	150
泉区	169	58	94	152	24	0	22	22	193	58	116	174
瀬谷区	147	32	93	125	24	0	18	18	171	32	111	143

* 定数は令和7年12月1日現在

\やってみませんか？/ 民生委員・児童委員

あなたならできる
あなただからできる

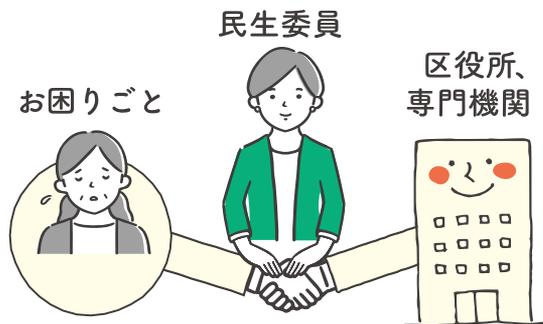
男性の興味:
地域の行事に出ている
仲間と一緒に活動することを楽しめる
よく人から相談を受ける
会社を退いたので地域と関わりたい

女性の興味:
人の話を聞くのが好き
ボランティアに興味がある
自治会役員やPTAの経験がある
人の役に立ってみたい

横浜市では、約4,400人の民生委員*が地域を支えています
※主任児童委員も含む

民生委員ってどんなことをするの？

相談者の声を聞き
福祉サービスにつなぎます



仲間と一緒に
地域のゆるやかなつながりを
育みます



経験者が
感じた

民生委員のやりがい・活動で得たもの

活動そのものが
楽しめた

福祉の仕組みに
詳しくなれた

人や地域に
貢献できたという
充実感を得られた

仲の良い友達
ができた





具体的には
こんな感じです

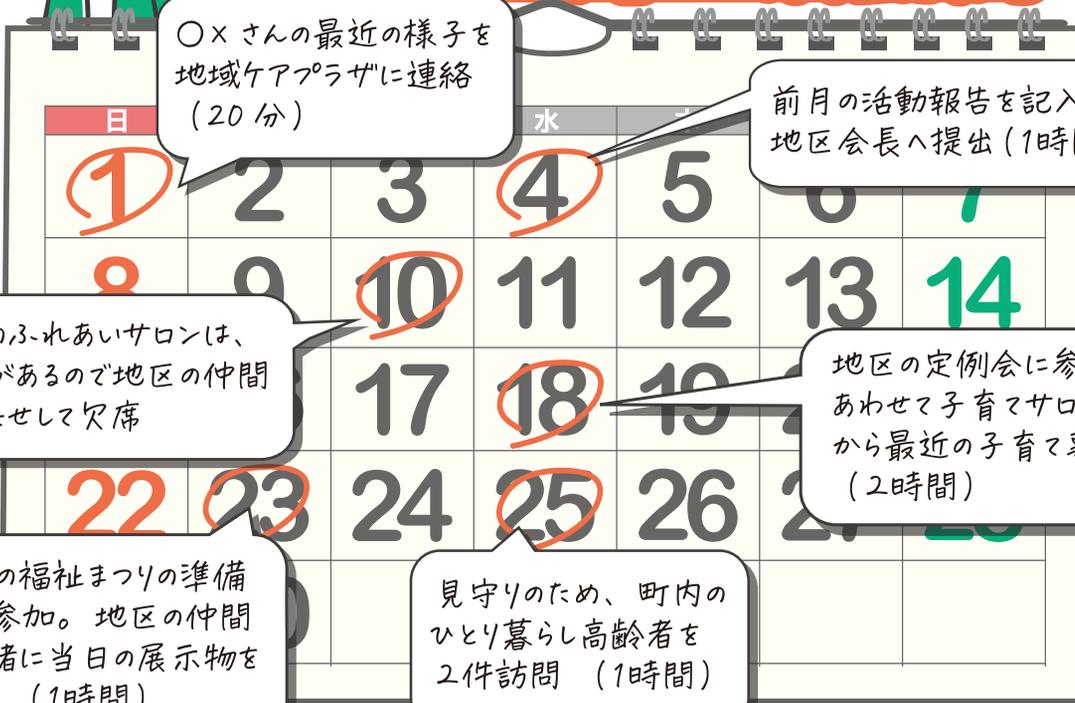
見守り

相談・
情報提供

交流の場
づくり

つなぎ役

ある1か月の活動例



Q&A よくあるご質問



Q. 福祉の経験や知識が全くなく自分に務まるかとても不安です。



A. わからないことがあっても、周囲の先輩委員や会長がフォローします！決してひとりで活動するわけではありません。



Q. 仕事をしていますが、両立できますか？



A. 仕事や介護など様々な事情があっても、ご自身のできる範囲で無理なく活動いただければ大丈夫です。



Q. 困っている人は手助けしたいのですが、365日昼夜問わずに相談されたら大変です。



A. できる範囲での活動で問題ありません。深夜や早朝の対応や金銭管理など、できないことははっきり断れます。関係機関もサポートします。



Q. どういう身分ですか？報酬はありますか？



A. 厚生労働大臣から委嘱された地域福祉の増進を担うボランティアです。任期は3年です。報酬はありませんが、交通費等として通常年額70,200円の活動費の支給があります。



Q. 民生委員と主任児童委員の違いは何ですか？



A. 民生委員のうち、児童福祉に関する事項を専門的に担当するのが主任児童委員です。児童委員でもある民生委員と一体となって活動を行っています。

やってみようかな？と思ったら…

お住まいの地域の自治会町内会長、

または 中区役所福祉保健課(045-224-8151)へご相談ください。

令和7年1月発行

自治会町内会長 様

横浜市中区長 永井 由香
横浜市政策経営局長 松浦 淳
横浜市会議会局長 豊 基信

広報紙の配布について（依頼）

日ごろから市政・区政に対して多大な御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで、自治会町内会の皆様の多大なる御協力をいただきながら、配布を行ってまいりました。皆様の御協力により、市内の多くの世帯へ高い配布率で配布ができております。改めて、お礼を申し上げます。

つきましては、令和 8 年度におきましても、引き続き各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

1 広報紙の配布について

(1) 広報紙概要 ※謝金額は令和 8 年度予算議決後に確定します。

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	令和 8 年 5 月、8 月、12 月 令和 9 年 2 月	4円

(2) 配布先

貴団体に加入している世帯

※未加入の世帯にもお配りくださいますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布時期

毎月 1 日～10 日までの間に各世帯へ配布してください。

(4) 本市から貴団体へお届けする期日と部数

毎月末日の前日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へ、あらかじめお申し出いただいている部数をお届けします。

（令和 9 年 1 月号は、令和 8 年 12 月 29 日までにお届けします。）

裏面あり

(5) 配布謝金の支払い

実際にお配りいただいた部数に基づいて、各団体宛に年度内に2回(令和8年10月と令和9年3月)お支払いします。

2 配布担当者や部数などの変更連絡先について

中区区政推進課広報相談係 TEL224-8123 FAX224-8214

※年度途中での変更については、毎月10日までに御連絡いただければ、翌月分の配布時に反映いたします。(当該事項は新たに配布担当者になられた方へ引き継いでくださいますようお願いいたします。)

3 その他

- (1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に、万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、お住まいの区の区役所総務課庶務係に御相談ください。
※報酬を配布担当の御本人が受け取る場合は、市民活動保険の対象にはなりません。
- (2) 各自治会町内会の区域内にあります、グループホームなどの施設から広報紙の配布の依頼がありましたら、配布について御配慮くださいますようお願いいたします。
- (3) 各区社会福祉協議会などの公共的団体から、市民の皆様によくお配りしたい会報などについて、広報よこはまと同様に配布の依頼がある場合がございます。その場合は、特段の御配慮をお願い申し上げます。
- (4) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポスティングへの切替えに関する御相談も承っておりますので、お住まいの区の区役所広報相談係まで御連絡ください。
- (5) 令和8年度も、広報よこはまにて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。

担当：中区区政推進課広報相談係

TEL224-8123 FAX224-8214

政策経営局広報・プロモーション戦略課

広報紙担当

TEL671-2332 FAX661-2351

議会局秘書広報課 広報等担当

TEL671-3040 FAX681-7388

自治会町内会ポータルへの運用開始に向けたお知らせ【情報提供】

1 説明の趣旨

令和 8 年 4 月 1 日より運用開始予定の「自治会町内会ポータル」について、1 月の定例会にて概要をお知らせさせていただいたところですが、改めて、今後の流れや準備状況についてご案内いたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 自治会町内会ポータルについて

地域活動推進費補助金の申請等の手続きが、パソコンやスマートフォンからオンラインで行えるようになります。

(1) 運用開始予定日時

令和 8 年 4 月 1 日(水) 9 時

(2) オンライン申請可能な項目

① 補助金申請

- ・地域活動推進費補助金
- ・地域防犯灯維持管理費補助金
- ・町の防災組織活動費補助金

② 基礎情報（現況届・口座情報等）提出

③ 委嘱委員の推薦届出

④ 防犯灯新設・移設に係る申請

(3) ポータル活用で期待できる効果

① 来庁不要でいつでも申請可能

場所や時間にとらわれず申請でき、区役所への来庁や待ち時間の負担が軽減

② 2 回目以降の申請がスムーズに

前年データを引用して申請書を作成でき、更新（修正）も必要な箇所のみで可

③ 申請内容をいつでも確認可能

過去の申請データを随時閲覧でき、書類の引継ぎ・内部共有にも活用可能

④ 申請状況の管理が容易に

申請済／未申請の書類を画面上で一元管理でき、申請漏れ防止等の確認が容易に

4 初期 ID・パスワードの配付

各自治会町内会長あて初期 ID・パスワードを、次のとおり配付いたします。

① 発送時期：令和 8 年 3 月下旬

中区では 3 月以降の各地区定例会でお渡し予定です

② 発送方法：配送ルート便

③ 内容物：初期 ID・パスワード、初期設定マニュアル

【初期 ID・パスワードについて】

ポータルでは、自治会町内会ごとに専用の利用ページを設け、申請内容を安全かつ正確に管理します。このため、以下の目的で ID・パスワードによるログイン認証を必須としています。

- ・利用者が該当する自治会町内会であることを確認するため
- ・他の自治会町内会の情報と混在しないようにするため
- ・大切な申請情報を保護するため

これらを実行するため、配付する初期 ID・パスワードを使って初期設定を行っていただく必要があります。自治会町内会ポータルの 活用を開始する際に必要となりますので、大切に保管いただきますようお願いいたします。

5 運用開始にあたって

運用開始日（令和 8 年 4 月 1 日（水）9 時）以降、初期設定マニュアル（3 月下旬に送付予定）に基づき、初期 ID・パスワードによる初期設定、必要に応じてポータル利用者の追加登録を行っていただき、ご利用可能となります。

（1）初期 ID・パスワードによる初期設定

各自治会町内会長は、代表者として、初期 ID・パスワードにて初期設定を行っていただくことで、ポータルの管理者として登録されます。

（2）ポータル利用者（メンバー）の追加登録

初期設定後、必要に応じて、ポータルの管理者（代表者）は、自治会町内会内の利用者を追加登録することができます。

市民局地域活動推進課

担当 栗田、石栗

電話 045-671-3624 FAX 045-664-0734

メール sh-jichikai@city.yokohama.lg.jp

令和 8 年度市民局予算案における自治会町内会向け主な補助金について【情報提供】

1 趣旨

令和 8 年度予算案では、地域コミュニティの要である自治会町内会の皆様の活動をより支援できるよう、自治会町内会向けの補助金の拡充等が盛り込まれています。

令和 8 年度予算案に計上している自治会町内会向けの主な補助金を一覧にまとめましたので、情報提供させていただきます。

来月（令和 8 年 3 月）の市連会・区連会で補助金申請の依頼をさせていただきます。

2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

地区連合町内会も交付対象となりますので、利用をご検討ください。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供の上、利用をご検討ください。

3 前年度から変更がある補助金（添付資料参照）

地域防犯カメラ設置補助金【拡充】

補助台数を拡充して、令和 8 年度も補助を実施します。

※地域の防犯力向上緊急補助金は令和 7 年度で終了しました。

4 添付資料

令和 8 年度 自治会町内会向け主な補助金一覧

5 備考

令和 8 年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

市民局地域活動推進課

担当：佐藤、笹尾

電話：045-671-2317 FAX：045-664-0734

メール：sh-chiikikatsudo@city.yokohama.lg.jp

（防犯カメラ関連）

市民局地域防犯支援課

担当：川口、片淵

電話 045-671-3705 FAX：045-664-0734

メール：sh-chiikibohan@city.yokohama.lg.jp

市民局（一部総務局） 令和8年度 自治会町内会活動への補助一覧

	補助内容等（下線部：変更点）	申請時期・窓口	案内時期 （）内：問合せ先
拡充 地域防犯カメラ設置補助金	自治会町内会等が実施する、防犯カメラの機器購入費、当該カメラ設置工事・看板設置にかかる経費（新規設置・更新とも可）への補助。補助台数の増（240台）、補助率9/10、上限28万円	4～7月末 区地域振興課	3月市連会・区連会 （区地域振興課）
例年同 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金	自治会町内会館等に、LED照明器具、エアコン、断熱窓等、太陽光発電設備、蓄電池の導入に関する経費の補助。補助率2/3、上限あり	4～10月末 事務委託事業者	3月市連会・区連会 （市民局地域活動推進課）
例年同 地域活動推進費補助金	自治会町内会が公益的活動（環境美化、防災・防犯、福利厚生、文化活動、広報活動等）に係る経費等への補助。上限額900円×加入世帯数（※連合に対する補助率等は別途算定基準あり）	4～6月 区地域振興課	3月区連会 （区地域振興課）
例年同 地域防犯灯維持管理費補助金	自治会町内会等が所有・維持管理する「地域防犯灯」の維持管理経費への補助。地域防犯灯の数×2,200円（年、定額）	4～6月 区地域振興課	3月市連会・区連会 （区地域振興課）
例年同 自治会町内会館整備費補助金	昨年、8年度会館整備の事前申出をした自治会町内会等を対象に、整備に関する経費の補助。補助率1/2、上限：新築・購入1500万円（1㎡あたり12.5万円を限度）、修繕250万円等	※9年度整備に向けた事前申出 4～6月（予定） 区地域振興課	4月市連会・区連会 （区地域振興課）
例年同 町の防災組織活動費補助金	町の防災組織の行う自主防災活動にかかる費用。各団体の申請世帯数等に応じて支給（1世帯160円）	4～6月（予定） 区総務課	4月区連会 （区総務課）

※LED防犯灯新規設置事業：自治会町内会等の申請により電柱共架型500灯、鋼管ポール型36灯の新設（申請時期：4～6月、問合せ・申請先：区地域振興課、3月に案内）

【参考：個人世帯等向け】よこはま安心ボックス設置支援事業：購入を希望する市民の方を対象にして、宅配ボックスの購入費の一部（約1/2）を市で負担します。（申請時期：4月、最大6700世帯の利用を想定）

※令和8年度横浜市予算案が横浜市会において議決された後に実施が確定します。

横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例
を改正することへの市民意見募集実施について【情報提供】

1 事業の趣旨

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」の改正を検討しています。そこでパブリックコメントを実施いたしますので、情報提供いたします。

2 お願いしたいこと

【区連長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で情報提供をお願いします。

【単位会長】単位会長あて資料を送付します。定例会等で情報提供をお願いします。

3 条例改正案の主な内容

「GREEN×EXPO 2027」を見据え、本市では望まない受動喫煙を防止し、誰もが快適に暮らせるまちづくりを進めるため、条例により市内全域で屋外の公共の場所での喫煙を禁止します。

4 パブリックコメントの概要

(1) 募集期間

令和8年2月13日(金)から令和8年3月15日(日)まで

(2) 提出方法

ア ご意見受付フォーム

横浜市電子申請・届出システム

<https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/1ffdac02-9cc1-4b3d-9741-bad712f4b921/start>

※メンテナンス時間中(不定期)はご利用いただけません。



イ リーフレット付属用紙による郵送

リーフレットは各区役所、横浜市役所などで配布しています。リーフレット付属用紙を切り取りご意見をご記入いただき、お手持ちの封筒に入れてお送りください。(封筒でお送りいただく場合の郵送料はご負担願います。)

資源循環局街の美化推進課

担当 櫻井、境

電話 045-671-2556 /FAX 045-663-8199

メール sj-machibika@city.yokohama.lg.jp

1 本市の取組

(1) 現行条例(横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例)とこれまでの経緯

平成19年～	吸い殻等のポイ捨て、歩行中の喫煙、たばこの火による火傷等の危険が課題となっていたため、街の美化を目的とした既存の条例を一部改正 ・市内全域での「歩行中の喫煙をしないように努める」努力義務 ・喫煙禁止地区制度の制定と違反者への過料(2,000円)の適用 ・特に必要と認められる場所を喫煙禁止地区に指定 (横浜駅周辺地区、関内地区、みなとみらい21地区、鶴見駅周辺地区、東神奈川駅周辺地区、新横浜駅周辺地区、戸塚駅周辺地区、二俣川駅周辺地区)
令和2年4月	改正健康増進法施行により第一種施設(学校、福祉施設等)は敷地内禁煙、第二種施設(飲食店、ホテル等)は屋内禁煙、屋外においても喫煙時の周囲への配慮義務を規定
令和7年4月	横浜市公園条例の改正により市立の公園を禁煙化

(2) 横浜市がこれまで実施してきた主な屋外の喫煙対策

- ・喫煙禁止地区内での職員による巡回・指導・過料の適用
- ・喫煙禁止地区内での喫煙所の設置
- ・喫煙禁止地区外での委託によるパトロール
- ・喫煙マナー向上を呼び掛ける看板の設置



現行条例についてはこちら



巡回指導の様子



パトロールの様子



看板の例

【参考】これまでの喫煙に関する調査結果

① ヨコハマeアンケート 令和7年2月実施 回答者数1,397人

『たばこに関して気になることはありますか』

特に気にしない	3%
吸い殻のポイ捨て	88%
たばこの煙やにおい	84%
受動喫煙による健康影響	69%
歩きながらのたばこの火によるやけど	59%

『この1か月間、受動喫煙の機会がありましたか。ある場合はどのような場所・状況でしたか。』

機会はありません	22%
歩きながら	55%
路上喫煙	47%
屋外の喫煙所の周囲	34%
飲食店	15%
自宅(近隣住民等の喫煙)	13%
公園	13%

(10%未満の回答を除く)

② 路上喫煙者調査 令和7年6月実施

市内30駅周辺で調査し、全調査地点で路上喫煙が見られました。今回把握した、路上喫煙スポット(人目につきにくいなど喫煙者が多く見られた場所)に対しては、個別に対策を進めます。

2 現状の課題と今後の方向性

課題

吸い殻のポイ捨てやたばこの火による火傷等の防止が目的であり、近年の受動喫煙に対する意識の高まりに十分対応できていません。

方向性

街の美化に加え、受動喫煙防止の視点で対策を進めます。

課題

市内全域で「歩行中の喫煙をしない」旨の努力義務はありますが、喫煙禁止地区を除き、「立ち止まった喫煙」は禁止しておらず、指導が困難です。

方向性

市内全域で屋外の公共の場所(路上等)を禁煙とし、より分かりやすい形で周知・指導を行います。

課題

喫煙ができる場所が少ない・分かり難い、喫煙所から出る煙やにおいが気になるといったご意見が寄せられています。

方向性

喫煙所への案内・誘導や、喫煙禁止地区の既存喫煙所を密閉化するなど喫煙所の整備を進めます。



従来の喫煙所(横浜駅東口喫煙所)



他自治体の密閉型喫煙所(新橋駅前SL広場指定喫煙場所)

3 「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」改正の方向性

- 市内全域で屋外の公共の場所(路上等)での喫煙を禁止します。(禁止対象は紙巻きたばこ・加熱式たばこを想定)
- 特に必要性の高い場所を「喫煙禁止重点地区(仮称)」に指定し、職員による巡回指導を行います。
- 同地区内における違反者には、2,000円の過料を適用します。

現行

屋外(市内全域)

歩行喫煙禁止(努力義務)

歩行中の喫煙をしないよう努めなければならない

※令和7年4月～市立公園禁煙

喫煙禁止地区

喫煙禁止
罰則(過料2,000円)

改正後

屋外(市内全域)

喫煙禁止(禁止規定)

屋外の公共の場所(路上等)における喫煙を禁止
立ち止まった喫煙も含む

※原則、私有地は除く

喫煙禁止重点地区

喫煙禁止
罰則(過料2,000円)

中共募発第 65 号
令和 8 年 2 月 19 日

地区連合町内会 会長 様

共同募金会中区支会
支会長 松澤 秀夫

令和 7 年度 赤い羽根共同募金の受付状況と
令和 8 年度 戸別募金への協力依頼について

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

赤い羽根共同募金運動につきましては、日頃から格別のご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

共同募金の受付状況につきまして、募金種類ごとにご案内させていただきますので、ご覧いただきますようお願い申し上げます。

また、令和 8 年度の戸別募金につきましては、令和 8 年 10 月 1 日から 12 月 31 日までを実施期間といたしますので、引き続き各地区連合町内会および各自治会町内会の皆様のご協力をお願いいたします。

なお、令和 8 年度の中区支会の事業計画（案）、収支予算（案）につきましては、3 月に書面にて開催する「令和 7 年度 第 2 回神奈川県共同募金会中区支会委員会」資料にてご確認をお願いします。

添付資料

- ・令和 7 年度赤い羽根共同募金受付状況（令和 8 年 1 月 15 日現在）

<事務局>

中区社会福祉協議会内 担当：藤井・西澤
電話 681-6664 FAX 641-6078

令和7年度赤い羽根共同募金受付状況

共同募金会中区支会

令和8年1月15日現在 単位(円)

種別	区分	1世帯 目安額	令和6年度 実績額	令和7年度 実績額	前年対比 (%)	
共同募金	一般募金	戸別募金	245	5,300,080	4,560,066	86%
		街頭募金	—	260,288	208,016	80%
		法人募金	—	1,425,920	1,348,554	95%
		校内募金	—	202,753	174,862	86%
		イベント募金	—	6,904	46,503	674%
		職域募金	—	211,238	207,147	98%
		その他募金	—	222,928	216,800	97%
		計(1)		7,630,111	6,761,948	89%
	年末たすけあい	戸別募金	60	1,766,010	1,529,030	87%
		その他募金	—	3,000	0	0%
		計(2)		1,769,010	1,529,030	86%
計(1)+(2)			9,399,121	8,290,978	88%	

備考：目安額は「目安額」×世帯数×90%

中日赤発第 21 号
令和 8 年 2 月 19 日

自治会町内会長 様

日本赤十字社
神奈川県支部中区地区委員会
事務局長 吉寄 智洋

日赤会費募集資材送付にかかるアンケートについて（回答依頼）

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素より、赤十字運動につきましてはご理解、ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、各自治会町内会様には、日赤会費募集に際しまして日赤中区地区委員会の事業計画の承認が得られた後、例年 4 月下旬頃に募集資材をお送りしています。

つきましては、募集資材にかかるアンケートを行います。お忙しいところ大変恐縮ですが、別添の回答票に必要事項をご記入の上、同封の返信用封筒にて **3月13日（金）まで**にご返送いただきますよう、お願いいたします。

今後とも、赤十字運動にご支援ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

【添付資料】

- ・日赤会費募集資材送付にかかるアンケートについて（回答票）
- ・【参考】日赤会費募集資材一覧
- ・返信用封筒

【日赤中区地区委員会事務局】

中区山下町 2 番地 産業貿易センタービル 4 階
中区社会福祉協議会内 担当：沼澤・山崎
T E L : 045-681-6664

令和8年 月 日

提出先

日本赤十字社

神奈川県支部中区地区委員会

自治会・町内会名

住所

お名前

連絡先

日赤会費募集資材送付にかかるアンケートについて(回答票)

※該当箇所にチェックおよび必要事項の記入ください。(3月13日(金)〆切)

※変更がない場合でも、提出のほどよろしく願いいたします。

1 資材送付先・送付方法(該当する□にチェックを入れてください。)

自治会・町内会会長宛

その他(※4月以降、担当者様等の変更の予定がある場合も含みます)

2 1.でその他を選んだ場合

新配送先住所

電話番号

ご担当者様名

ご担当者様の役職等 ①広報担当者 ②その他()

(該当する番号に○をつけてください)

※裏面あり(資材発送部数について)

2 資材発送部数(各資材の該当する□にチェックを入れてください。)

- | | | | |
|--------------|--------------------------------|----|-----------------------------|
| ① チラシ(A4版) | <input type="checkbox"/> 希望あり(| 部) | <input type="checkbox"/> 不要 |
| ② ポスター(A4版) | <input type="checkbox"/> 希望あり(| 部) | <input type="checkbox"/> 不要 |
| ③リーフレット(A5版) | <input type="checkbox"/> 希望あり(| 部) | <input type="checkbox"/> 不要 |
| ④受領証 | <input type="checkbox"/> 希望あり(| 部) | <input type="checkbox"/> 不要 |
| ⑤委嘱状 | <input type="checkbox"/> 希望あり(| 部) | <input type="checkbox"/> 不要 |
| ⑥門標(シール) | <input type="checkbox"/> 希望あり(| 部) | <input type="checkbox"/> 不要 |
| ⑦募金封筒 | <input type="checkbox"/> 希望あり(| 部) | <input type="checkbox"/> 不要 |

※参考資料をご覧ください

3 その他

その他、ご希望、ご要望がありましたら、ご記入ください。

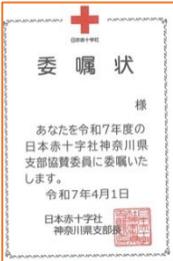
※なお、募集資材の発送は、4月下旬頃を予定しております。

それより発送を早めることはできないため、何卒ご承知おきください。

アンケートは以上になります。ご協力ありがとうございました。

令和8年度 日赤会費募集資材一覧

No.	名称	説明	今年度送付数	
①	チラシ (A4版)	各世帯への配布用です。		 <p style="text-align: center;">※写真は令和7年度版になります</p>
②	ポスター (A4版)	自治会町内会の掲示板等にご掲出してください。		 <p style="text-align: center;">※写真は令和7年度版になります</p>
③	リーフレット (A5版)	赤十字の活動を紹介した冊子です。 説明用にお使いください。		 <p style="text-align: center;">※写真は令和7年度版になります</p>

④	受領証	募金された方に受領証としてお渡してください。 <u>1冊で10人分になります。</u>		
⑤	委嘱状	会長・班長など募金活動を行う方にお渡してください。		
⑥	門標（シール）	募金いただいた方にお渡してください。		
⑦	募金封筒	封筒による募金を実施する場合はご活用ください。		

【日赤中区地区委員会事務局】

中区山下町2番地 産業貿易センタービル4階

中区社会福祉協議会内(担当:沼澤・山崎)

TEL 681-6664

野毛山地区にて多機能型拠点（5館目）の 整備・運営法人が決定しました！！

～ のげやまインクルーシブ構想の取組 ～

多機能型拠点は、医療的ケアを必要とする重症心身障害児者等とその家族の地域での暮らしを支援する横浜市独自の施設です。生活介護、短期入所、相談支援、診療所等の複数の障害福祉サービスを一つの施設で一体的に提供することができます。

このたび、市内5館目となる多機能型拠点について、整備・運営法人の公募を行い、「社会福祉法人横浜市社会事業協会」に決定したため、旧青少年交流センター跡地(西区老松町 25-3)を活用し、整備を開始します。

1 事業内容について

診療所	重症心身障害児者等を主な対象とした医師による診療及び往診
生活介護	入浴、排せつ及び食事等の介護、日中活動の提供、その他必要な日中時間帯の援助
居宅介護 訪問看護	自宅での入浴、排せつ、食事の介護等を行う居宅介護や、診療所の医師の指導の下での訪問看護
相談支援	看護師やソーシャルワーカー等による生活全般の相談受付や関係機関等との連絡調整
日中一時支援 短期入所	家族が、入院・冠婚葬祭等のため介助を行えない場合や休養が必要な場合の、日中の受入れや宿泊を伴う一時的介助
地域交流	地域団体等に地域交流室の貸出、利用者・家族へ地域交流の機会提供、イベントの実施等による障害理解啓発への活用

2 整備用地について



施設イメージ



【所在地】西区老松町 25-3 ほか

裏面あり



GREEN × EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月～9月 横浜・上瀬谷



3 整備・運営法人について

(1) 法人名

社会福祉法人 横浜市社会事業協会(理事長 西田 守希氏)

(2) 主な運営実績

- 横浜市多機能型拠点:1か所(瀬谷区)
- 障害者支援施設(入所施設):1か所(泉区)
- 生活介護等(障害者デイサービス):8か所(中区、神奈川区ほか)
- 障害者グループホーム:4か所(泉区、保土ヶ谷区ほか)
- 地域ケアプラザ:2か所(中区、南区) など

4 今後の整備スケジュールについて

令和7年度 法人決定(1月)、事業実施準備(2~3月)
令和8年度 基本設計、実施設計
令和9年度 実施設計、建設工事開始
令和10年度 工事しゅん工、開所

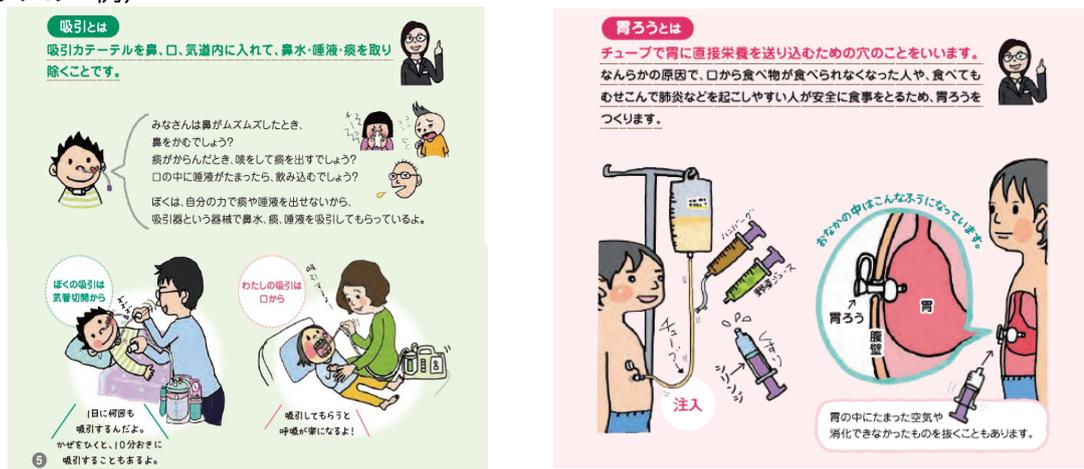
のげやまインクルーシブ構想とは

野毛山地区を、これまで以上に誰もが分け隔てなく、学び、楽しみ、やすらげるインクルーシブなエリアとなるよう、各施設が連携しながらエリア全体でまちづくりを進める取組です。

医療的ケア・重症心身障害児者とは

医療的ケアとは自宅で家族等が日常的に行う、吸引・胃ろう・人工呼吸器などの医療的生活援助行為のことです。医師や看護師などが行う「医療行為」と同じことを家族等が行う場合、「医療的ケア」と呼んでいます。また、重症心身障害児者とは、重度の知的障害・肢体不自由が重複する方です。

〈医療的ケアの一例〉



(横浜市作成パンフレット:「医療的ケアって何だろう?~知ってほしい 医療的ケア児・者と家族の思い~」より抜粋)

お問合せ先

健康福祉局障害施設サービス課長 大津 豪 Tel 045-671-2377



GREEN×EXPO 2027
YOKOHAMA JAPAN

2027年国際園芸博覧会 2027年3月~9月 横浜・上瀬谷



中区連合町内会長各位

中区福祉保健課長 倉田 真希

「第5期地域福祉保健計画 中なかいいネ！」策定について

平素から中区の地域福祉の推進にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、「第5期中区地域福祉保健計画 中なかいいネ！」を策定いたしました。策定にあたりご協力いただきました皆様に、心より感謝申し上げます。

1 配布資料

- ・第5期地域福祉保健計画 中なかいいネ！計画冊子 1部
- ・第5期地域福祉保健計画 中なかいいネ！地区別計画リーフレット 各地区分1部

2 区民意見募集の実施結果

区計画の策定にあたり、区民意見募集を実施いたしましたので、結果をご報告いたします。多くのご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

(1) 実施概要

- ・実施期間 令和7年10月20日（月）～11月21日（金）
- ・回答方法 電子申請、電子メール、FAX、意見用紙（回収箱設置）、区民まつりアンケート、日本語ボランティア団体への聞き取り、学生団体と意見交換、こどもたちへのワークショップなど

(2) 結果

- ・応募者総数 293 人
（内訳 電子申請 33 人、意見用紙 185 人、FAX 1 人、聞き取り等 74 人）
- ・ご意見の総数 558 件
＜ご意見の対応分類＞
 - 計画に反映するもの…21 件
 - 計画の推進時に参考にするもの …179 件
 - 素案に賛同するもの…277 件
 - 個別の施策・課題に関するもの …71 件
 - その他…10 件

3 中なかいいネ！発表会について

第5期計画のお披露目として、2月17日（火）に「中なかいいネ！発表会」を開催し、各地区代表の皆様から地区別計画をご紹介いただきました。

開催にあたってのご協力ならびにご来場、ありがとうございました。

4 今後のスケジュールについて

計画を広く周知するため、計画の内容をまとめた概要版（PR版）リーフレットを作成中です。3月以降、順次各地区に配布予定です。

今後とも計画の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

計画冊子の中区役所福祉保健課ホームページでも閲覧が可能です。

(https://www.city.yokohama.lg.jp/naka/kenko-iryō-fukushi/fukushi_kaigo/chiikifukushi/fukushi-plan/)



担当 中区福祉保健課事業企画担当 福田・小川・木城
電話 224-8331 ファクス 224-8157

中区内自治会町内会長 各位

中区総務課長

令和 7 年度中区オンライン防災講演会の御案内及びチラシの掲出依頼について

日頃から、防災・減災の取組に御理解・御協力いただき、厚くお礼申し上げます。
中区では、防災・減災行動を推進するため、オンライン防災講演会を実施しています。
今年度は、能登半島地震で実際に被災された語り部の方から、経験やそこから得られた教訓などについてお話しいただく講演を、区ホームページで配信いたします。

つきましては、次のとおり実施いたしますので、ぜひ御視聴いただきますようお願いいたします。また、より多くの方に御視聴いただけるよう、掲示板へのチラシ掲出の御協力をお願いいたします。

1 配信期間

令和 8 年 3 月 11 日（水）から 4 月 8 日（水）まで

2 配信方法

中区役所ホームページにて配信します。
事前申し込みは不要です。（視聴時間：約 25 分）
「令和 7 年度中区オンライン防災講演会
能登半島地震 800 日の記憶とみらい」



URL : https://www.city.yokohama.lg.jp/naka/bosai_bohan/saigai/sonaeru/kouen2025.html

3 講師

リブート珠洲

語り部 篠原 和彦 氏、助政 弘紀 氏、 司会進行 宮口 智美 氏

4 講演内容

令和 6 年 1 月 1 日夕方、お正月のにぎわいを見せる能登半島を突然、震度 7 の大きな揺れが襲いました。

その時、現地では何が起きたのか、そこで暮らす方々は何を感じ、どう行動したのか…

今回のオンライン防災講演会では、能登半島地震で実際に被災された語り部の皆様から、当時の経験とともに、その教訓として中区民にぜひやってもらいたい防災対策などをお話しいただきます。

5 掲出期間

チラシ到着から令和 8 年 4 月 8 日（水）まで

担当 : 中区役所総務課 堀口・浅井
TEL : 045-224-8112 FAX : 045-224-8109
e-mail : na-bousai@city.yokohama.lg.jp

令和7年度中区オンライン防災講演会

石川県
珠洲市から
お届けします

能登半島地震

800日の記憶とみらい



YouTube 配信で いつでも どこでも

無料

申込不要

令和6年1月1日夕方、お正月のにぎわいを見せる能登半島を突然、震度7の大きな揺れが襲いました。その時、現地では何が起きたのか、そこで暮らす方々は何を感じ、どう行動したのか…

今回のオンライン防災講演会では、能登半島地震で実際に被災された語り部の皆様から、当時の経験とともに、その教訓として中区民のみなさまにぜひやってもらいたい防災対策などをお話しいたします。

リポート珠洲 語り部

しのはら かずひこ すけまさ ひろのり
篠原 和彦 様・助政 弘紀 様

みやぐち ともみ
司会進行：宮口 智美 様

リポート珠洲は、能登半島地震で大きな被害を受けた石川県珠洲市で、被災状況や復興の現状を知り・学ぶツアーを開催する、地元の被災者を中心に運営されている団体です。

能登半島地震を多くの方の教訓としてもらうため、そして、珠洲を「リポート（再起動）」することを目的に、日々活動されています。

YouTube 配信

令和8年 3/11(水)~4/8(水)



※初日は
午前9時から

中区役所ホームページから
ご覧いただけます。

🔍 中区オンライン防災講演会

珠洲市
データ

人口 10,332 名
世帯数 5,149 世帯
(令和8年1月31日現在)

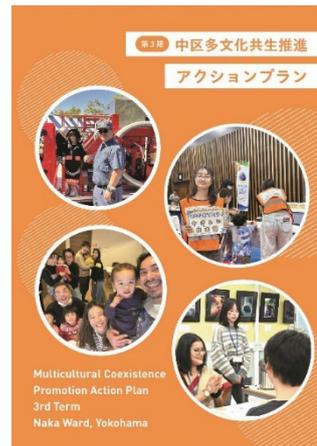
第3期中区多文化共生推進アクションプランの策定について【情報提供】

中区は、国籍やルーツによらず誰もが安心していきいきと暮らせるまちを目指し、平成29年に「中区多文化共生推進アクションプラン（以下アクションプラン）」を策定し、多文化共生施策を推進しています。このたび、第2期アクションプランを改訂し、令和8年度から12年度までを計画期間とした第3期アクションプランを策定しました。

第3期アクションプランでは、新たに「外国人の活躍とそれによる新たな魅力の創出」を柱として掲げ、推進していきます。

1 第3期アクションプランの概要について

- (1) ビジョン
ちがいが力になるまち、中区
- (2) 取組の柱
柱1「中区でともに暮らす」
柱2「お互いを理解する」
柱3「多文化共生による魅力づくり」
- (3) 計画期間
令和8年度から12年度までの5年間



2 第3期アクションプランの閲覧について

- (1) データ版の閲覧について (2/6 公表)
中区ホームページでご覧いただけます。
※「第3期中区多文化共生推進アクションプラン（素案）に対する区民意見募集結果」についても、あわせて公表しています。



データ版はこちら

- (2) 製本版について (4/1～)
4月以降、区役所や地区センター、コミュニティハウス、中図書館等でご覧いただけます。

3 策定までのプロセス

実施項目	実施時期（令和7年度）
地域等へのヒアリング	令和7年5月～9月
素案の公表	〃 11月
区民意見募集	〃 11～12月
プランの策定	令和8年2月

中区役所区政推進課企画調整係
Tel:045-224-8127
Fax:045-224-8214
Mail:na-kikaku@city.yokohama.lg.jp

裏面あり

第3期中区多文化共生推進アクションプラン

計画期間：2026年度～2030年度



ちがいが力になるまち、中区

様々な国籍やルーツの方が住み、文化や価値観など多くの「ちがい」に富んだまち、中区。この「ちがい」という多様性が、「地域力」や「魅力」といった、中区にとっての様々な「力」になるように取り組みます。

第3期アクションプランでは、第2期の基本目標であった「基礎的な支援の充実」・「地域とのつながりづくり」をさらに前進させ、その先の「外国人の活躍とそれによる新たな魅力の創出」を柱として掲げて推進していきます。

柱 1

中区で共に暮らす



なか国際交流ラウンジのくらし案内

新たに中区で暮らし始める外国人の第一歩を支援し、日本での生活にスムーズに適応できる環境を整えます。

取組

- 行政・生活情報の多言語化
- 安心の情報提供・相談対応
- 日本語習得の支援

柱 2

お互いを理解する



餅つき大会で通訳ボランティア

同じ地域でお互いを尊重して暮らしていくため、住民同士の円滑なコミュニケーションを促し、相互理解を深めます。

取組

- 日本の文化・制度への理解促進
- 地域の多文化共生の意識醸成
- 相互理解に向けた交流・協働の促進

柱 3

多文化共生による魅力づくり



地域で活躍する消防団員

外国人が地域を支える担い手として活躍し、多文化共生によって中区ならではの地域の魅力を創出します。

取組

- 多文化共生による魅力創出
- 外国人の地域での活躍支援

第2期アクションプランの振り返り結果について

2024年度の各種調査を基に、第2期の振り返りを行いました。第2期に行った施策のうち、「行政・生活情報の多言語化」「多文化共生の意識醸成」「外国人の定住への支援」「地域活動への参加促進」については一定の成果が見られました。

一方で、「日本人と外国人の交流の充実」については指標値に低下が見られました。第2期に引き続き、第3期でも「地域とのつながりづくり」は重点的に行っていく必要があります。



振り返りの詳細はこちら!

自治会町内会長各位

株式会社横浜ビー・コルセアーズ
代表取締役 白井 英介

横浜ビー・コルセアーズ「中区応援DAY」開催にあたっての チラシ掲出について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、横浜ビー・コルセアーズは2026-27シーズンからスタートする新しいプロバスケットボールリーグ「B.革新」において、横浜BUNTAIをホームアリーナとして、最高位の「B.LEAGUE PREMIER」へ参入することが決定しています。

この度、令和8年4月15日（水）に横浜BUNTAIで「中区応援DAY」を開催することとなりました。中区応援DAYの開催をお知らせし、多くの方にバスケットボールの試合をご観戦いただくため、次のとおり、自治会町内会の掲示板へのチラシの掲出をお願いいたします。

- 1 掲出希望期間
チラシ到着から令和8年4月15日（水）まで
- 2 掲出希望内容
A4版チラシ【表面】

お問い合わせ先
株式会社 横浜ビー・コルセアーズ
ホームタウン事業部
部長 西田 学
城 秀樹
TEL:070-6479-6445（城）
Email:h.shiro@b-corsairs.com（城）

YOKOHAMA
CITY DAY

アリーナで
ビー・コルを
応援しよう

横浜ビー・コルセアーズ
中区応援DAY

4.15
WED 19:05

【会場】横浜BUNTAI
中区不老町2丁目7番1

横浜ビー・コルセアーズ ホームゲーム

中区応援DAY

横浜ビー・コルセアーズ vs アルバルク東京

先着50組
100名様

特別優待ペアチケットのご案内

※対象は中区在住・在勤・在学の方のみ。ただし、申込者ご本人が中区在住・在勤・在学であれば、ご家族・ご友人などの同伴者は条件を問いません。

【中区応援DAY 特別優待ペアチケット対象席種】3Fエンド席(指定席)

※優待価格は3Fエンド席の2枚(ペア)購入時のみ適用されます。

※3枚以上購入の場合、3枚目以降は一般前売価格(大人2,500円/小学生1,500円)となります

※チケット代とは別にB.LEAGUEチケット「システム利用料」がかかります。

ペア優待価格

大人と小学生のペアで

大人2名のペアで

2,000円 3,000円

一般前売ペア価格 4,000円

一般前売ペア価格 5,000円

お申込み方法

本チラシ記載の二次元コードを読み取り、「B.LEAGUE チケット」(WEB)からご購入ください。

※購入の際にはB.LEAGUE会員(無料)の会員登録が必要です。

お申込み期間

2月13日(金)~4月15日(水)

※先着50組100名様です。予定販売枚数に達し次第、受付を終了します。

中区応援DAY
特別優待ペアチケット
のお申込みは

こちらの
二次元コードから!



©KUSUMI GK

中区
マスコットキャラクター
「スウィンギー」



©NOMON

横浜ビー・コルセアーズ
マスコットキャラクター
「コルス」



横浜海賊

YOKOHAMA  B-CORSAIRS



「横浜ビー・コルセアーズ」は、男子プロバスケットボールリーグ「B.LEAGUE」の最高峰「B1」所属、横浜市を本拠地とするプロバスケットボールチーム。愛称は「ビーコル」、チーム名の「CORSAIRS(コルセアーズ)」は「海賊船(団)」の意味です。「横浜の海賊」たちをアリーナでぜひ応援してください!

GO!GO! BEOR!



迫力のあるダンクシュートや
ここぞで決まる3ポイントシュートに興奮!

Let's Go!! BEOR!



チアリーダース「B-ROSE」や
マスコット「コルス」のパフォーマンス!

プロバスケットを見に行こう!

熱い応援でアリーナの一体感を感じよう!
試合後のセレブレーションもお楽しみに!

ビーコルグッズをゲットして応援しよう!
応援の定番は叩いて広げる「B-CLAP」!

会場 **横浜BUNTAI**

●JR京浜東北 / 根岸線 関内駅南口下車 徒歩6分
●横浜市営地下鉄 伊勢佐木長者町駅下車 徒歩4分 関内駅下車 徒歩8分

公共交通機関をご利用ください。
横浜市中区不老町2丁目7番1



横浜ビー・コルセアーズ
LINE公式アカウント
友だち登録して
試合・チケット・イベントなど
クラブ最新情報をゲット!

b-corsairs.com

ビーコル

BCOR YOUTUBE

見応えたっぷりのコンテンツを配信
公式YouTubeチャンネルをチェック



令和8年2月19日

自治会町内会長 各位

地域振興課長 阿部 康裕

自治会町内会実務研修会の開催について（ご案内）

日頃より、区政・市政にご理解とご尽力をいただきまして誠にありがとうございます。

さて、本年も地域活動推進費補助金等の報告・申請事務について、次のとおり実務研修会を開催いたしますので、ご参加くださいますようお願い申し上げます。

1 研修会概要

(1) 日時

第1回 令和8年4月8日（水）午前10時から正午まで

第2回 令和8年4月18日（土）午前10時から正午まで

(2) 会場

中区役所 7階会議室

(3) 内容

<地域振興課>

- ・地域活動推進費・防犯灯維持管理費に関する書類の作成のポイント等について（令和7年度補助金の実績報告書作成・令和8年度補助金の申請書作成について等）
- ・自治会町内会ポータル(インターネットサイトからの補助金申請)の方法等について

<総務課>

- ・町の防災組織活動費補助金に関する書類の作成のポイント等について

2 対象者

各自治会町内会長・会計実務担当者等 2名程度

3 お申込み方法

別紙の参加申込書に必要事項を記入の上、以下の方法でお申し込みください。

①郵送：〒231-0021 中区日本大通35 中区役所地域振興課

②E-mail：na-jichikai@city.yokohama.jp

③FAX：045-224-8215

4 申込締切

令和8年3月13日(金)

地域活動推進費の加入世帯数は、毎年4月1日を基準日としています。確認のため、これから作成される「総会資料」に世帯数を必ず記載ください。

記入例：加入世帯数：123世帯（R8.4.1現在）

担当：中区地域振興課 工藤、細沼

Tel 224-8132

各自治会町内会長 様

3月13日(金)までに地域振興課へお送りください。

郵送：〒231-0021 中区日本大通35 中区役所地域振興課

E-mail: na-jichikai@city.yokohama.jp FAX: 224-8215

自治会町内会実務研修会 参加申込書

1 自治会町内会名 _____

2 研修会に [参加 ・ 不参加]

※ ○で囲んでください

[参加の場合] 参加者数 _____ 名

3 参加者

氏名	
アドレス	
電話番号	

氏名	
アドレス	
電話番号	

(日程調整が生じた場合ご連絡させていただきます。)

メールアドレスかお電話番号のご都合の良い方をご記入ください。

4 参加を希望する回 (希望の回へ○をつけてください。)

	第1回 令和8年4月8日(水) 午前10時～正午
	第2回 令和8年4月18日(土) 午前10時～正午

※特定の回に申し込みが集中した場合、日程を調整させていただく場合がございます。

連絡がない場合は、ご希望いただいた日程でご参加ください。

事務局記載欄

事務局記載欄